川越市政だより
No.99　編集と発行　埼玉県川越市役所　昭和34年3月30日毎月1回10日発行1部2円　（昭和32年6月10日 才三種郵便物認可）

選挙特輯

せんきょ

社会生活の上で部落の役員改選から、青年団婦人会あるいは労働組合の役員の決定など、あらゆる機会に選挙に当面します。

これまでは申し合せや、その場限りの推選で決められ、あとでその運営を批難したりするやり方が多かったわけです。民主社会において近代的組織をもった団体は、すべて選挙によって運営されているといっても過言ではありません。

正しい選挙のないところ真の民主主義はありえません。

間近かな選挙を控えて、その場になって迷わぬように、しっかりと心構えをいたしましょう。

話しあい

選挙を公明にしましょうという、運動が近頃盛んに行われております。そのことは過去において、選挙が不公明に行われたことから始まりました。

私たちの清い一票が、政治に参与できる唯一の機会が一部の人たちによって、けがされてはなりません。それには選挙のある時だけでなく、ふだんから生活につながりのある政治についてよく話しあい意識を高めることです。選挙管理委員会では皆さんの協力をえてこの運動をおし進めています。

地方選挙に備えて

有権者のみなさんへ

来る四月二十三日（木曜）には埼玉県議会議員の選挙が又四月三十日（木曜）には川越市議会議員及び市長の選挙が相次いで行われます。

選挙は民主政治の基盤であり地方選挙は皆さんの政治参与であると申せましょう。従って選んだ方々のよし悪しによって民主政治が守られていくか、或は政治の腐敗を招来するかがきまります。政治の公明を支えるのは私たち主権者であることを自覚し情実にとらわれず見識のある公正な人物を選んで地方行政の基礎を築き上げましょう。

よくおよみください

◎入場券はおそくも四月九日までには皆さんのお手元に配布いたしますから若し入場券のこない方は名簿の脱漏或は移転のための住所不明等考えられますので四月十三日午後五時までに必ず選挙管理委員会又は市役所各支所へおいで下さい。脱漏している場合はいかなる理由があっても投票はできません。

一、投票日時と選挙の種別

投票日時		種別	定数
四月二十三日	午前七時から午後六時まで	埼玉県議会議員	才六区（川越市）三人（県全体で六四人）
四月三十日		川越市議会議員	三六人（選挙区はなく全市通じて）
		川越市長	一人

二、投票所と投票区域

投票区記号	投票所	区域
①	川越市役所内	本町、南町、相生町、鍛冶町、志義町、既下町、石原町
②	県立川越高等学校内	三久保町、上松江町、久保町、杉下町
③	川越市立初雁中学校内	宮下町、喜多町、志多町、神明町、宮元町
④	川越市立才二小学校内	多賀町、江戸町、高沢町、郭町
⑤	川越市立才三小学校内（新校舎東北隅）	中原町、連雀町、橋町
⑥	川越市立才三小学校内（旧校舎「平屋」南西隅）	新田町、松江町、鷹部屋町、猪鼻町
⑦	県立川越工業高等学校内	通町、仙波町
⑧	川越市立才一中学校内	小仙波町、西小仙波町
⑨	川越市立城南中学校内	喜志町、新宿町
⑩	川越市立才二保育所内	脇田町（東南区域）、菅原町
⑪	県立川越女子高等学校内	六軒町、境町
⑫	川越市立才五小学校内	小室町、今成町、小ケ谷町
⑬	川越市立富士見中学校内	脇田町（西北区域）、野田町
⑭	川越市役所芳野支所内	菅間（上菅間）、谷中、北田島、伊佐沼、鴨田（中内路、山田、大下）、菅間（⑭に含まれた区域を除く）、石田本郷、鹿飼、上老袋、鴨田（⑭に含まれた区域を除く）中老袋
⑮	川越市立芳野小学校内	古谷上（二ノ関、沼端、宿、堀之内）、小中居、大中居、高島、八ッ島
⑯	川越市役所古谷支所内	古谷上（⑯に含まれた区域を除く）、古谷本郷、下老袋、東本宿
⑰	川越市立古谷小学校内	久下戸（宮本、飯塚、前山）、古市場、渋井
⑱	川越市役所南古谷支所内	南田島、牛子、木野目、並木、今泉、久下戸（上）
⑲	川越市立南古谷小学校内	藤間、砂新田、下新河岸（武蔵野）
⑳	川越市立高階中学校内	寺尾、上新河岸、下新河岸（⑳に含まれた区域除く）砂、扇河岸
㉑	川越市立高階小学校内	下赤坂、中福、上松原、下松原、今福、砂久保
㉒	川越市役所福原支所内	豊田本、池辺、豊田新田
㉓	川越市立大東東小学校内	南大塚、大塚新田
㉔	川越市役所大東支所内	大袋新田、大袋、山城、藤倉
㉕	川越市立大東西小学校内	増形
㉖	川越市増形公会堂内	上寺山、寺山、福田、山田、府川、石田
㉗	川越市役所山田支所内	鯨井、上戸、吉田、鯨井新田
㉘	川越市立名細南小学校内	天沼新田、小堤、下広谷、竹野
㉙	川越市立名細北小学校内	下小坂、平塚、平塚新田
㉚	川越市立名細北小学校分校内	的場（的上）、安比奈新田、笠幡（大町、芳地戸、山伝）
㉛	川越市霞ヶ関小学校講堂	的場（的下、的中、火工品）
㉜	川越市立霞ヶ関中組出荷所内	笠幡（新町、本町、協栄、西部、上野、倉ケ谷戸）
㉝	川越市霞ヶ関延命寺内	

◎三久保町、上松江町、久保町、杉下町の皆さんは投票所が才一小学校から川越高等学校に変わりましたからご注意下さい。

三、投票できる人

選挙人名簿に登録されている者但し選挙人名簿に登録されていても市外へ転出した者、犯罪のため選挙権の資格を失った者、誤って名簿に登録され者、死亡者等は投票できません。

投票は一人一票であって必ず自分で投票しなくてはなりません他人に譲ったり一人で他人の分を投票したり、選挙権のない者が投票したりすると犯罪に問われ厳重に処罰されますからこのようなことのないよう特に注意をして下さい。

四、投票の順序

四月三十日の選挙は市議会議員の投票を先に市長の投票をあとにします。

投票用紙は黒刷りが議員で赤刷が市長です。

五、不在者投票

次の事項に該当される方は県議会議員の選挙は**四月八日から四月二十二日まで**市議会議員及び市長の選挙は**四月十八日から四月二十九日まで**午前八時三十分から午後五時まで不在者投票ができます。

事由	1	2	3
	選挙人が選挙の当日川越市の区域外において職務又は業務に従事中の者	選挙人が選挙の当日やむを得ない用務又は事故のため川越市の区域外に旅行中又は滞在中の者	選挙人が疾病、負傷、姙娠、不具、産褥の姙なため歩行が著しく困難な者及び監獄、少年院、婦人補導院に収容中の者
不在投票の事由に該当する旨の証明書の発行者	選挙人が関係している官公署、会社、事業所等の長又はその代理人	○医師　○歯科医師 ○助産婦　○居住地の市町村長 ○用務のため事故のため旅行中又は滞在地の市町村長	○医師　○歯科医師 ○助産婦　○監獄の長 ○少年院の長 ○代用監獄の管理者 ○婦人補導院の長
投票用紙の封筒の請求先	直接又は郵便で川越市選挙管理委員会	右に同じ	右に同じ
投票する場所	川越市又は他の市町村の選挙管理委員会	1 川越市又は他の市町村の選挙管理委員会 2 都道府県の選挙管理委員会が指定した病院に入院中の者はその病院（川越市内では芳玉、橋村、川越、須永、山仁、山口の各病院）	1 右欄1、2に同じ 2 国立保養所（入所中の者） 3 監獄、代用監獄、少年院、婦人補導院（収容中の者）

◎右の3の事由に該当する者のうち自宅で療養中のもの及び負傷、姙娠、お産のため歩行が著しく困難で選挙当日投票できないものは選挙の前日の午後五時までに医師又は助産婦の証明書を持参して市選挙管理委員会へ自分で直接行って投票することになっており従って自宅においては投票できませんから特に御注意下さい。

不在者投票は以上の通り選挙期日の前日の午後五時までに行えることになっておりますが、この最終日に名簿の登録地以外で投票するとその投票が投票所を閉じる時刻までに投票管理者に届かないことがあります。この場合は折角の投票も無効となりますからなるべく早目に投票するようお願い致します

六、投票所内における代理投票

自分で候補者の氏名を書けない文盲者及び身体の故障により自分で書けない方は投票管理者に申出て代理に書いて貰うことができます。

七、選挙人名簿に登録後の市内移動者の投票

選挙人名簿に登録された後市内の他の町（字）に移った方は選挙人名簿調製当時住んでいた所の投票所で投票して下さい。

八、投票所の入口

投票所の入口には自分のはいる町名の書いた立札が立てゝありますから立札に注意の上入場して下さい。（才一～才十三投票所のみ）

九、投票所内

投票所に入場したら受付所に入場券を差出し到着番号の記入を受けそれを名簿対照係へ提示して選挙人名簿の対照を受け、投票用紙交付所において入場券と引換えに投票用紙を受取り投票記載所で自分で候補者の氏名を一人書いて投票箱に入れて下さい。記載所内には候補者の氏名の一覧表がありますからよく読んで候補者の氏名を一人間違いなく書いて下さい。

十、点字投票

盲人が投票しようとするときはその事を投票所で係員に申出て下さい。

十一、無効投票

次の場合には折角の投票も無効になりますから特に御注意願います。

(一) 成規の用紙を用いないもの
(二) 候補者でない者の氏名を書いたもの
(三) 一枚の投票用紙に二人以上の候補者の氏名を書いたもの
(四) 被選挙権のない候補者の氏名を書いたもの
(五) 候補者の外他事を書いたもの
(六) 候補者の氏名を自書しないもの（代理投票を除く。）
(七) 候補者の誰を書いたか、はっきりしないもの

十二、開票日時

選挙の種類	開票日時
県議会議員	四月二十四日　午前七時から
市長	四月二十四日　午前七時から
市議会議員	五月一日　市長終了後

投票所につめかける人たち

＜みきってと確言ってこの一票＞

十三、開票区及び開票所

開票区及び開票所	開票区の区域
第一開票区 市役所内	第一、第三、第五、第六、第十一、第十二、第十三、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三の各投票区
第二開票区 県立川越高校内	第二、第四、第七、第八、第九、第十、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二の各投票区

◇◇　◇◇　◇◇

補充選挙人名簿の調製についてお知らせ

有権者の皆さん来る四月二十三日には埼玉県議会議員選挙又四月三十日には川越市議会議員及び市長の選挙が行われます。これがため新たに選挙資格を取得された者の補充選挙人名簿を左の区分によって調製しますから該当される方はもれなく申請して選挙権を行使されるようお願い致します。

縣議会議員の選挙

(一) 名簿調製期日　昭和三十四年四月十日現在
(二) 申請期間　四月十一日から四月十三日まで
(この期間に申請しないと名簿に登録されません。)
(三) 申請場所　選挙管理委員会（市役所内）又は市役所の各支所
(申請用紙は備えつけてあります)
(四) 申請を要する者
(イ) 新たに選挙権を取得される者
昭和三十四年四月十日現在で市内住所期間が三ヵ月以上となり年令満二十才以上に達するもの即ち
◎昭和三十四年一月十一日以前から本市内に住所を有し引続き住っている者で昭和十四年四月十一日までに生れた日本国民
(ロ) 海外引揚者
◎昭和三十四年四月十日までに海外から直接本市に引揚げられた者で昭和十四年四月十一日までに生れた日本国民
(ハ) 脱漏者
◎昭和三十三年九月十五日現在で調製した基本選挙名簿に登録される資格があった者で脱漏している日本国民
(ニ) 補充選挙人名簿の縦覧及び異議申立期間　四月十六日から四月十八日まで
(ホ) 補充選挙人名簿の確定期日　昭和三十四年四月二十日

市議会議員及び市長の選挙

(一) 名簿調製期日　昭和三十四年四月二十二日現在
(二) 申請期間　四月二十三日から四月二十四日まで
(この期間に申請しないと名簿に登録されません。)
(三) 申請場所　選挙管理委員会（市役所内）又は市役所の各支所
(申請用紙は備えつけてあります)
(四) 申請を要する者
(イ) 新たに選挙権を取得される者
昭和三十四年四月二十二日現在で市内住所期間が三ヵ月以上となり年令満二十才以上に達するもの即ち
◎昭和三十四年一月二十三日以前から本市内に住所を有し引続き住っている者で昭和十四年四月二十三日までに生れた日本国民
(ロ) 海外引揚者
◎昭和三十年四月二十二日までに海外から直接本市に引揚げられた者で昭和十四年四月二十三日までに生れた日本国民
(ハ) 脱漏者
◎昭和三十三年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿又は昭和三十四年四月十日現在で調製した補充選挙人名簿に登録される資格があった者で脱漏している日本国民
(ニ) 補充選挙人名簿の縦覧及び異議申出期間　四月二十六日
(ホ) 補充選挙人名簿の確定期日　昭和三十四年四月二十八日

参考
1 申請の場合は認印が必要ですから、忘れずに御持参下さい。
2 この補充挙選人名簿調製について、御不明の点は選挙管理委員会へ照会して下さい。

厳正に行われる開票

県議の立候補は4月8日から4月16日まで
市議・市長の立候補は4月18日から4月22日まで

候補者届出の受付は左の区分によって行いますから間違のないようにして下さい

▽県議会議員
1日時　四月八日から四月十六日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで
2場所　川越市役所
3受付の順序　四月八日の午前八時三十分までに受付に到着した者については、くじにより順序を決定し以後の者については到着順によります。

▽市議会議員および市長
1日時　四月十八日から四月二十二日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで
2場所　川越市役所
3受付の順序　四月十八日の午前八時三十分までに受付に到着した者については、くじにより順序を決定し以後の者については到着順によります。

候補者をよく知ることです

○…選挙が近づくたびに誰でも感じることは、売名のための文書宣伝や巧妙な事前運動がいろいろな形でおこなわれていることです。私たちは、こんどの選挙を機会に、大いに自覚し正しい信念によって、貴重な一票を投じたいものです。選挙運動は立候補者の政策人物を選挙民によく知らせ選挙の機会を与えるものですから、候補者から頼むとか、頼まれるとかいう性質のものではありません。

犬の登録と予防注射

飼犬は洩れなく受けましょう

狂犬病予防のため昭和三十四年度の犬の登録と春季狂犬病予防注射を次のとおり実施しますから、生後九十一日以上の犬を飼っている人は、もよりの場所で受けて下さい。

登録・注射実施日
四月八日午前芳野支所
〃八日午後山田支所
〃九日午前名細支所
〃　午後霞ケ関支所
〃十三日午前古谷支所
午後南古谷支所
〃十六日午前高階支所
午後福原中学校
〃十七日午前大東西小学校
午後大東支所
〃二十日一日市役所広場
〃二十一日新田町西堀寺裏
（午前は九時～正午午後は一時～四時）

◎登録手数料
老頭につき　三〇〇円
◎注射手数料
〃　一三〇円

健康な犬と病犬の見分け方

	健康	病気
背ずい	真直	背猫
毛色	光沢あり	光沢なし
息	悪臭なし	悪臭あり
くしゃみ	しない	する
鼻	つめたい	鼻汁を出す
	ぬれている	乾いている
眼	すんでいる	青白い
	赤い	赤かい
歯根	薄桃色	青白い
食欲	さかんな	なし
元気	あり	なし

働く若い人の學習の場
川越市中央青年学級へ

学業を終り、勤務に従事する皆さん、これからは社会人として、ある人は家事の手伝に、また、ある人は会社工場、そのほか自分で選んだ職業に向い、新しい人生のスタートをされたわけです。

そこで働く皆さんの青年学級についてお知らせします

今迄のような学校とはぜんぜんちがいます。ある時はグループになって、ある時は一緒になって話し合いながら生活に役立つことや職業のたすけになる技術を身につけてゆく楽しい集いの場所なのです。

川越市中央公民館では、四月からは第六回の青年学級を開くことになっています

あなたも一日も早く申込んで下さい。

一学級日　一週三回（月・水・金）夜七時～九時
二会　場　川越市中央公民館（堅久保町二一七）
三講　師　話を聞く場合はその道にくわしい人
四受講料　要りません
五学級生　学校を卒業して働いている人
六課　目　みんなで相談してきめる。

ことしは一応一ヵ月間だけの時間割は左表のように決めましたその後は皆で相談して決めます。

1. 教養課目として
時事問題、お花とお茶、市政、礼儀作法、郷土の歴史、ペン習字、珠算その他工場、社会施設の見学など
2. 職業課目として
簿記、ラジオの修理、自動車、孔版、和裁、洋裁料理、その他
3. レクリエーション
フォークダンス、民踊、映画鑑賞、ハイキング、室内ゲーム、旅行その他

第6回川越市中央青年学級時間表

月日	曜	課目	学習方法	講師者 助言者
4・20	月	開講式		
22	水	協議会	クラブ編成 委員の選出等	小川主事
24	金	時事問題	講演と話しあい	小山先生
27	月	読書・音楽	クラブ活動	岡村影山先生
5・1	金	体育 レクリエーション	ホークダンス スケアダンス 実習	R同好会 々員
4	月	映画（にがい道）	フイルムホーラム	大塚先生
6	水	ペン習字	講義と実習	萩原先生
8	金	講演会		
11	月	料理 自動車	クラブ活動	柳田斎藤先生
13	水	ペン習字	講義と実習	萩原先生
15	金	協議会	学習方法の反省と今後の計画	小川主事
18	月	読書音楽	クラブ活動	岡村影山先生
20	水	体育 レクリエーション	民踊室内ゲーム 実習	R同好会 々員

◎申込は住所・氏名・年令・勤務先を明記し用紙随意中央公民館の受付迄郵送でもお届け下さい。

選挙クイズ

▽ヒント
公明さんは去年の六月川越市に引越して来ました。ようやく元の落ついた気分を味えるころとなったある日親友の政治さんから次のような忠告の手紙を受けとりました。（記事をよくよんでから解いて下さい。）

▽問題
君の家はたしか□□の夏今の□□に移つたと記憶するが四月□□日と四月□□日の選挙は大丈夫なのか。長□の清君も今度はじめて□□できる歳だと思うが。まず□□管理委員会で確めるなりして、名簿に□□されていればよし、もし登録されていなければ、□□選挙人名簿の登録□□をしなければ大切な投票ができなくなるよ。

▽賞品
正解の五名の方に二百円相当の賞品をお贈りします。（正解者が多いときは抽せんにより、また正解者がないときは正解に近い方から順にお贈りします。）

▽応募規定
1 問題の全部を書き□の中に当用漢字を入れて下さい。
2 応募用紙は官製ハガキとし、住所、氏名、年令を忘れずに
3 締切　四月十五日
4 あて先　市役所総務課市政クイズ係
5 正解文と当選者は五月号の本紙に発表。
6 市の職員とその家族、市外居住者は応募できません。
7 正解文は作者の原文と一致したもの。